

令和7年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年2月26日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和7年2月26日 午前9時30分 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第3号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第4号 令和7年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第5号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第6号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第7号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第8号 令和7年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第9号 令和7年度御嵩町下水道事業会計予算について
 - 議案第10号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について
 - 議案第11号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第12号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第13号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 議案第15号 御嵩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
 - 議案第16号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第18号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第22号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第23号 財産の取得について
- 議案第24号 債権の放棄について
- 議案第25号 指定管理者の指定について
- 議案第26号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて
- 議案第27号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 工事請負契約の変更について
- 発議第2号 御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 請願第1号 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の存続を求める請願書

議事日程第1号

令和7年2月26日（水曜日） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和6年11月分から令和7年1月分まで）

(2) 再審規定の改正を求める意見書の発出について

(3) 人権保障を担う保育・障害・介護現場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、国に対して賃金の引き上げと職員増員のための財政措置の意見書提出を求める陳情

(4) 議員派遣報告書

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 27件

議案第3号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第4号 令和7年度御嵩町一般会計予算について

議案第5号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第6号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第7号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第8号 令和7年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第9号 令和7年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第10号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

議案第11号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第12号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第13号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

る条例の制定について

議案第15号 御嵩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議案第16号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 財産の取得について

議案第24号 債権の放棄について

議案第25号 指定管理者の指定について

議案第26号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて

議案第27号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 工事請負契約の変更について

発議第2号 御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案の審議及び採決 6件

議案第3号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第10号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

議案第11号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第12号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第13号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第28号 工事請負契約の変更について

日程第7 請願の委員会付託 1件

請願第1号 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の存続を求める請願書

出席議員（12名）

議長 大沢 まり子	1番 鈴木 篤志	2番 広川 大介
3番 山田 徹	5番 可児 さとみ	6番 鈴木 秀和
7番 清水 亮太	8番 奥村 悟	9番 伏屋 光幸
10番 高山 由行	11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺 幸伸	副町長 筒井 幹次
教育長 奥村 恒也	総務部長 各務 元規
企画部長 田中 克典	民生部長 中村 治彦
建設部長 早川 均	教育参事兼 学校教育課長 高木 雅春
総務課長 土谷 浩輝	企画課長 山田 敏寛
まちづくり課長 荻曾 弘太郎	税務課長 丸山 浩史
住民環境課長 金子 文仁	保険長寿課長 大久保 嘉博
福祉子ども課長 古川 孝	農林課長 渡辺 一直
上下水道課長 可児 英治	建設課長 石原 昭治
亜炭鉱廃坑 対策室長 木村 公彦	会計管理者 塚本 政文
生涯学習課長 日比野 克彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩士	議会事務局 書記 井戸 芳枝
---------------	-------------------

開会の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、令和7年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会いたします。

なお、岐阜新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願いいたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 谷口鈴男さん、1番 鈴木篤志さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（大沢まり子さん）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る1月30日の議会運営委員会において、本日より3月19日までの22日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より3月19日までの22日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

町長の施政方針の発表

議長（大沢まり子さん）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

おはようございます。

本日は、令和7年御嵩町議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

3月19日までの22日間にわたりまして、令和7年度当初予算をはじめ、数多くの重要な案件につきまして御審議を賜ります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

令和7年度の施政方針を述べるに当たり、まずは昨今の情勢について触れたいと思います。

令和4年頃より続きます物価高騰の影響は、全国的に暮らしや経済に大きな影響をもたらしております。この物価高騰や経済環境の変化などに伴い、賃金は増加傾向にあるものの、令和7年2月時点で公表されている国、岐阜県の主要な経済指標の動きによりますと、令和6年12月の消費者物価指数は39か月連続で前年同月を上回り、直近12月では4.2%の増加率を示しております。

また、雇用に関しましては、前年同月比の求職者数は増加しているものの、求人数が減少傾向にあることから、働きたくても働き先が見つからないなど、町民の皆様の生活にも少なからず負担となっていることを意識しております。国においても対策が講じられておりますが、本町といたしましても町民の生活を守る施策を講じる必要があり、地域経済の活性化や福祉施策の充実などを通じ、暮らしを支える取組を一層強化してまいります。

また、昨年も全国各地で地震や台風などの自然災害が多く発生をいたしました。多くの方々が被災され、今なお厳しい避難生活を余儀なくされている方もおられます。被災地への支援に尽力されている方々に敬意を表しますとともに、改めて防災・減災対策の重要性を認識しております。本町におきましても、防災体制の強化や避難所環境の整備を進め、町民の皆様の安全を確保するための施策を推進してまいります。

そして、人口減少や少子高齢化の進行は、地方自治体にとって喫緊の課題でございます。特に本町におきましても、若い世代の定住促進や子育て支援策の充実が求められております。これからの町の発展には持続可能なまちづくりが欠かせません。地域の皆様と共に次世代に誇れる町を築くため、全力で取り組んでまいります。

それでは、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和7年度の施政方針について御説明を申し上げます。

まず初めに、御嵩町制施行70周年記念事業について申し上げます。

本町は、昭和30年2月1日に上之郷村、御嵩町、中町、伏見町の3町1村が合併し現在の御嵩町となり、町制施行70周年という大きな節目を迎えました。この歴史を刻むことができまし

たのも、先人の努力と町民の皆様の御支援のたまものであり、深く感謝を申し上げます。

本町はこの70年間、自然や文化を大切にしながら地域の発展に努めてまいりました。これからも人と自然が調和するまちを目指し、未来に向けたまちづくりを進めてまいります。

また、この記念すべき年が町民の皆様と共に新たな一步を踏み出す機会となり、今後も町民の皆様が誇りを持ってわくわく過ごせる町政の実現を目指して、様々な施策を展開してまいりたいと思っております。

現在の進捗でございますが、昨日の記者発表でも御紹介をさせていただきましたとおり、メインイベントであります記念式典を11月16日に御嵩町立向陽中学校体育館で開催を予定しております。また、4月から町民企画応援活動等補助金の受付を開始することを皮切りに、5月には町内にある6つの小・中学校児童・生徒によるビッグ人文字の作成を、6月からは町制施行日にちなんだ3,021円以上の買物を町内でされた方を対象に、抽せんによりみたけのええもん認定品などの景品をプレゼントする企画を、その他にも70周年記念ふれあい人権子育てコンサート、70周年記念給食献立、みたけの森クロスカントリー大会など、各種イベントを実施する予定としております。これらの事業を展開することなどにより、関係人口の創出や地域の魅力向上を目指すとともに、町民としての誇り・愛着の醸成を図ってまいります。

続きまして、現在進めております新庁舎等整備事業について申し上げます。

新庁舎等整備事業につきましては、21号バイパスエリアでの整備に向けて再スタートを切り、さきに開催いたしました臨時会におきまして、県内の庁舎整備としては初の取組となるDBO方式による事業実施に向け、必要な予算を可決していただいたところでございます。

これまで再三申し上げますとおり、本事業の推進に当たっては、庁舎建設が目的ではなく、町民の皆様の安全・安心の確保、DX推進や脱炭素など社会情勢の変化にも対応し、町民の利便性向上やよりよいサービス提供に向けた行政課題を解決するための手段の一つであると私は考えております。今後につきましても、議会と町民の皆様の理解を得ながら、期待に応えられるようスピード感を持って事業を進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

リニア事業の状況について申し上げます。

瑞浪市大湫町地内で発生いたしましたトンネル掘削が原因と考えられる地下水位の低下の問題は、いまだ解決されるには至っておりません。これを受け、本町独自の対策として、リニア本線トンネル付近の地下水の状況を調査する事業を行ってまいります。これは、トンネル掘削前の段階の皆様の利用地下水の状況等を把握し、万が一大量の湧水や地下水位の低下が発生した際には、比較データとして活用することで利用される皆様の安心感を確保しようとするものでございます。その他、発生土置場の懸案につきましても、引き続き岐阜県や沿線市と連携し、

対応に当たってまいります。

名鉄広見線の存廃につきましては、1月末より町民や利用者の皆様に向けた説明会を開催し、現在の検討状況を共有したところ、非常に多くの方々から御意見をいただきました。そのほか、関係団体の皆様からも様々な視点から多様な御意見をいただきました。改めて、本町の未来や皆様の暮らしにとって影響が大きい判断になることを認識したところでございます。

また、御嵩町議会におきましても、特別委員会を設置され、町民の代表として熱心にこの課題に向き合っていたり、感謝を申し上げます。

時間の猶予がない中での非常に難しい判断ではあるものの、鉄道を残すことやバス路線に転換することの選択については、本町の活性化や持続可能性を高めていく本来の目的に適した今後の公共交通の在り方として、総合的に判断してまいりたいと考えております。

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業、通称備えた事業と申しておりますが、いよいよこの3月末で事業期間が終了となります。総額約80億円の基金を余すことなく有効に活用しつつ、本町として大きな目標を達成することができました。御協力いただきました全ての方々に感謝を申し上げます。

一方で、南海トラフ巨大地震の30年内発生確率が80%程度に引き上げられ、その発生が危惧されている中、本町にはいまだ多くの亜炭鉱廃坑が残されており、今後も対策は必要不可欠であります。

昨年12月、国と県の令和6年度補正予算が成立し、その中で、南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業を新たに創設していただきました。古田前知事をはじめ、岐阜県には多大なる御尽力をいただきましたほか、地元選出の国会議員をはじめ地元県議員、そして御嵩町議会議員の皆様のご並々な御協力をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

現在、本町では、補助対象自治体として採択されるよう全力で取り組んでおります。この3月末までには補助対象自治体が選定されると聞いております。採択された場合に早急に事業着手できるよう、先月開催いたしました臨時会におきまして、必要となる予算を可決していただきました。今後につきましても、引き続き亜炭鉱廃坑対策に全力で取り組んでまいりますので、何とぞ御理解と御協力のほどよろしく願いいたします。

現在の伏見小学校は、南校舎と北校舎の改造工事を同時に進めており、今後内装の仕上げなどを行っていく予定としております。改造工事の完了は12月下旬を見込んでおり、冬休み中に仮設校舎からの引っ越しを予定しており、それを経て、来年の1月からは新しい校舎で授業を受けることができるようになる予定でございます。引っ越しが完了した1月からは仮設校舎を解体撤去するとともに、校庭を整備し、工期である3月末をもって工事完了となります。引き続き、子供たちや周辺住民などへの安全配慮を優先した工事を進めてまいりたいと思っております。

ます。

関係人口の創出や地域の魅力向上のための事業について申し上げます。

令和6年10月から始まりましたみたけファンクラブ「Take-Mi」は、本年1月19日に会員数1,000名に到達いたしました。会員になっていただいた皆様、そして会員募集に御協力いただきました方々に対しまして、改めて感謝を申し上げます。

このみたけファンクラブTake-Miでは、不定期に御嵩の今を発信する「きょうのみたけ」や町内で撮影した写真やエピソード、御嵩町を感じた瞬間などを会員の皆様から投稿いただく「たびの記録」など、本町の魅力を発信できるよう取り組んでおります。次なる展開として御嵩町のファンを増やしていくことを目的に、令和7年度はモニターツアーの実施を企画しております。ツアーの内容や体験につきましては参加者から意見を収集し、新たな観光ツアーやサービスの改善にもつなげていきたいと考えております。

また、ファンクラブ会員をはじめ町の関係人口を増やしていくため、より多くの人たちに本町の魅力を発信するツールとして、SNS、ショート動画を中心としたデジタルメディアを積極的に活用してまいります。SNSなどの広告を利用し、ターゲット層に対して効果的な情報発信を進めるほか、職員に対するメディア活用に関する考え方や実践的なスキルを習得するための講義や外部研修への参加を促し、効果的な情報発信にたけた人材育成にも取り組んでまいります。

加えて、本町の地域経済の活性化に向けて、新しいチャレンジを応援してまいります。

特産品振興や新商品の開発、商品改良に対する支援や副業人材活用のための補助金なども継続しつつ、新たに町内での創業や事業承継などを支援するビジネスチャレンジサポート補助金を創設してまいります。その中では、新規創業にチャレンジする若い世代や移住を伴う方、町が指定する宿場町、御嶽宿・伏見宿エリアに創業する場合には補助金を加算し、重点的、戦略性を持ってにぎわいの創出につなげていきたいと考えております。

続いて、重要文化財願興寺本堂修理事業でございますが、残すところ2年ほどとなっております。現在は屋根の構造材の組立てが進められており、かつての願興寺本堂の様子がよみがえりつつあります。令和7年度からは、本堂の火災に備えて警報設備や消火設備を更新するほか防犯カメラを新たに設置するなど、本堂の防災施設工事も始めてまいります。

また、願興寺の建立以来初となる全解体による本堂修理事業の状況を後世に残すために、重要文化財願興寺本堂修理工事記録誌の作成を始めてまいります。歴史的、文化的に価値の高い願興寺を後々まで伝えていくため、有識者の御助言をいただきながら作成を進めてまいります。

本町の文化財修理の中でも過去に例を見ないこの令和の大修理を、令和8年度の完成を目指し、町民の皆様の御理解をいただきながら進めてまいります。

そのような中、貴重な文化財や境内施設などを含む願興寺一帯の保存と維持管理に向けて、有識者をはじめとする委員により、重要文化財願興寺の保存と活用に関する計画策定委員会を組織し、昨年6月よりワークショップを含む全7回の委員会を開催いたしました。委員会において、文化遺産の継承とまちづくりの拠点として、町が活用すべき提案を計画にまとめたいただきました。今後は本計画も参考にしながら、保存と活用、周辺のにぎわい創出に向けた検討をし、これを進めていきたいと考えております。

本町では、自然と共生し、歴史・文化を未来へ継承していくため、先人から受け継いだ豊かな環境を次世代へ引き継ぐべく、環境基本条例に基づいた環境基本計画を策定し、持続可能なまちづくりを目指しております。現行の計画策定から20年が経過し、その間、環境分野においては様々な技術革新が進み、目まぐるしく社会情勢が変化しております。そこで、第2期御嵩町環境基本計画では、特に脱炭素に関する取組や木育をはじめとした環境講座による人材育成など、新たな視点で策定しているところでございます。

様々な施策をこれまで以上に実行力を持って進めるには、町民、事業者、行政がそれぞれの立場において積極的に役割を果たし、協働によるまちづくりを進めていくことが必要不可欠となります。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続いて、G I G Aスクール端末でございますが、第2期G I G Aスクール端末購入・活用支援について申し上げます。

全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びを実現するため、1人1台端末と高速通信ネットワークを集中的に整備するG I G Aスクール構想を推進するという国の方針に基づき、本町では令和2年度に1人1台端末を整備いたしました。学校現場では活用が進み、特にコロナ禍ではその効果が実感されました。

一方で、1人1台端末の利活用が進むにつれ、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなどの課題が生じてきており、国においてもG I G Aスクール構想第2期が示されたところでございます。

本町では、令和6年第3回定例会で、令和7年度までの期間でタブレット端末購入に係る債務負担行為を設定させていただき、端末更新の手続きを進めてまいりました。今回、端末更新に係る事業者が決定いたしましたので、財産の取得に関する議案を本定例会に提出させていただきます。引き続き、端末の活用について積極的に支援してまいりたいと考えております。

続いて、帯状疱疹ワクチンの定期接種化について申し上げます。

帯状疱疹は、令和7年4月1日から予防接種法上のB類疾病に位置づけられることになり、各自治体で自己負担額を定め、接種を実施することとなりました。定期接種の主な対象者は65歳の方で、65歳を超える方につきましては、経過措置として定期接種の開始から5年間は5歳

年齢ごとに対象となります。使用されるワクチンは2種類が薬事承認されており、接種方法や回数、費用、有効性が異なり、接種者が選択することになります。

带状疱疹ワクチン予防接種は、高齢者インフルエンザや新型コロナウイルスの予防接種と同様、接種を強制するものではありません。対象年齢の方には4月以降、個別に通知を送る予定としておりますので、お手元に届きましたらワクチンの説明や接種費用などの内容について御確認をいただければと思います。

介護保険事業について申し上げます。

超少子高齢社会の進展に伴い、介護ニーズは今後も増加することが予想され、介護を担う人材の不足が課題となっております。よりよい介護サービスを継続していくためには、介護人材の確保と育成が重要であります。そのため、介護サービス事業所職員の資格取得に関して支援することにより、介護人材の確保と育成、またサービスの質の向上を図ってまいります。

また、今後増加が予想されております認知症の対策についてでございますが、認知症は進行性の病気のため時間の経過とともに悪化してまいります。一方、早期に発見し適切な予防策や治療を行えば、症状の進行を遅らせることができます。認知症に関する検査費用を補助することにより医療機関への受診を促し、認知症を早期に発見し、適切な予防策や治療につなげていくことで、住み慣れた地域で長く生活できるよう支援を実施してまいります。

続いて、インフラ整備でございます。

町民の生命、財産を守るインフラ整備について申し上げます。

近い将来に発生の確率が高まっております南海トラフ巨大地震などが危惧される中、人命を守る道路、河川施設の長寿命化及び建物の耐震化を促進することは非常に重要であります。道路、河川施設は、自然災害時において人々の安全を確保し、被害を最小限に抑えるために欠かせないインフラであり、避難経路の遮断や救援物資の輸送困難などの被害軽減のため対策を図っていく必要があります。そのため、橋梁定期点検のほか南山トンネル補修設計、欠橋補修設計、平芝橋補修工事などによる長寿命化事業を進めてまいります。

また、新たに盛土造成地の災害リスクを把握する大規模盛土造成地調査のほか、町営住宅の耐震診断を実施するとともに、昨年度に引き続き、建物の耐震化として一般木造住宅の耐震診断事業も行ってまいります。町民の生命、財産を守り、安全・安心の確保につながるインフラ整備を推進してまいります。

安全・安心な暮らしに関する施策について申し上げます。

有害鳥獣による農産物などの被害防止、軽減のため、有害鳥獣捕獲を引き続き実施し、併せて電気柵などの設置費用、狩猟免許取得費用、おりなどの購入費用の補助を実施いたします。

また、老朽化した危険木を放置することにより倒木が発生するおそれがあることや、近年多

く発生する大型台風の影響で、倒木による家屋、公共施設、社会福祉施設、河川などに危険を及ぼすことが問題になっております。車座懇談会でも要望のありました危険木の伐採につきましては、森林環境譲与税を財源として、その費用の補助を実施してまいります。

先月発生いたしました埼玉県八潮市の大規模な道路陥没は、下水道管や地下水路の老朽化に伴う損傷が原因ではないかというふうに報道がされております。また、昨年発生いたしました能登半島地震では管路の耐震化が進んでおらず、その管路に損傷が発生したことなどが原因であったと国土交通省が公表した最終取りまとめで言われております。万が一、これらが原因で生活を支える水道に甚大な被害が生じると、町民の日常生活に甚大な影響を及ぼすことにつながります。このことを踏まえ、水道事業では、災害時における上之郷地区の避難所への水道水供給のため、今年度も引き続き管路の耐震化を上之郷小学校まで延長する工事を行う予定としております。さらに、老朽化した施設の更新を計画的に進め、安定した水道水の供給に努めてまいります。

下水道事業では、未普及対策事業や有収率向上を目的とした老朽管対策事業を進め、公共下水道の整備促進を行うとともに、適正な維持管理を図ってまいります。

続きまして、令和7年度当初予算及び主な事業について申し上げます。

一般会計の当初予算額は85億500万円となり、特別会計、公営企業会計を合わせた総予算額は149億6,390万円、前年度と比較して5.6%の減となりました。

一般会計当初予算額は、前年度比10億5,100万円減となりましたが、これは亜炭鉱跡対策事業が令和6年度で終了を迎えたこと、また、次の亜炭鉱跡対策事業が令和7年度当初予算計上によるものではなく、国・県の事業スキームに合わせて令和6年度補正予算に計上されたことによるものでございます。

それでは、一般会計予算の主なものについて御説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

町税は、国が実施いたしました定額減税の終了に伴い、町民税の個人分が増収となる見込みであります。また、法人分につきましても、景気の動向を踏まえた一部企業の収益増加などに伴い、増収を見込む結果となりました。固定資産税などを含めた町税全体では、およそ25億1,237万円を計上しております。

また、町税に次ぐ大きな一般財源である地方交付税のうち、普通交付税につきましては、昨年度に引き続き国税収入の大きな伸びが見込まれており、地方財政計画においてもしっかりとその総額が確保されましたことから、国の示す伸び率、決算状況を勘案し、1億5,000万円増額の17億6,000万円を計上いたしました。

国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金を2億2,434万3,000円、児童手当負担金を2

億7,894万9,000円計上しております。

次に、歳出予算及び主な事業3点について申し上げます。

まず、地域防災緊急整備事業、みたけ強靱力・防災力強化推進パッケージについてでございます。

町の避難所環境をより衛生的で快適なものにするため、多機能トイレカーなどの必要な資機材を整備し、地域の防災力を高めます。整備した資機材は、平時には防災訓練や地域イベントなど様々な場面を通じて効率的に活用してまいります。

また、亜炭鉱跡対策事業をはじめ、緊急物資の輸送機能の確保や円滑な応急対策活動、災害の未然防止のため、道路、橋梁の長寿命化や耐震化、河川の整備などを行います。あわせて、災害時の拠点となる指定避難所の水道水を確保するため、ライフライン施設である上水道の耐震化も進めます。

次に、2点目は、関係人口の創出や地域の魅力向上に関する施策についてであります。

町の魅力発信を強化し、関係人口の創出・拡大を図るため、ドローン空撮によるプロモーション動画の作成や、特産品開発を通じたタウンプロモーションなどを実施してまいります。関係人口との関わりを通じて、シビックプライドの醸成と地域課題の解決につなげてまいります。

また、ハード面では、願興寺、鬼岩公園などの既存の観光資源の環境整備を進めるとともに、ソフト面では魅力的な特産品や事業などを全国へ発信することで誘客を促してまいります。

最後に、3点目につきましては、御嵩町制施行70周年記念事業でございます。

冒頭でも申し上げましたとおり、この記念すべき節目の年に御嵩町のこれまでの歩みを振り返り、未来に向けた新たな出発点とするとともに、町民の皆様と共に祝うことで地域とのつながり、一体感の醸成、絆を深める起点とするため、1年を通じて各種事業を展開してまいります。行政だけではなく、町民、各団体が主体的に参加することができるよう町民企画応援活動等補助金を計上したほか、70周年記念式典やイベント関連経費を計上し、町民全体でこの70周年を盛り上げ、町の活性化に寄与することを切に願っております。

ただいまの3点のほか、子育て世帯への支援、少子化対策に関する施策や地域コミュニティ、地域経済の活性化に関する施策など、6つの重点施策に基づき関連する予算を計上しておりますので、よろしく願い申し上げます。

最後に、令和6年度一般会計補正予算（第10号）について簡単に触れさせていただきたいと思っております。

歳入面では、国税の増収などに伴う普通交付税の追加交付分として1億1,216万円を増額しているほか、マイナンバー関連の中間サーバー次期システム経費の交付決定に伴う社会保障・税番号システム整備費補助金や国民健康保険基盤安定負担金の交付決定に伴う増などを行って

おります。そのほか事業費の確定に伴う補助金額の補正や決算見込みに基づく各歳入の補正などを行っております。

歳出面では、事業費の確定や決算見込みによる減額補正が中心となりました。一方で、増額補正といたしましては、千ノ井―真多羅線ののり面等補修や舗装工事など道路維持工事費として1,000万円を、公定価格が当初の見込みより高かったことによる御嵩保育園運営委託料として800万円を、学校給食材料費高騰に伴う賄材料費として251万8,000円などを計上しております。

そのほか、繰越明許費の補正では1件の追加と2件の変更、地方債の補正では4件の変更と1件の廃止をしております。

以上の補正により、補正予算の総額は、歳入歳出ともに1億5,448万2,000円の減額となりました。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和7年度当初予算及び主な事業などについて概要を御説明申し上げます。

本定例会に付議する案件といたしましては、人事案件が1件、一般会計、特別会計、公営企業会計の当初予算が6件、補正予算が4件、条例関係が10件、その他の議決案件が5件の都合26件でございます。

後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（大沢まり子さん）

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、明日2月27日の午後5時までに通告書により事務局まで提出していただきますようお願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子さん）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 例月現金出納検査の結果について（令和6年11月分から令和7年1月分まで）、2. 再審規定の改正を求める意見書の発出について、3. 人権保障を担う保育・障害・介護現場で働く職員自身の人権が守られ、働き続けられる福祉職場にするために、国に対して賃金の引き上げと職員増員のための財政措置の意見書提出を求める陳情、4. 議員派遣報告書、以上の4件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

す。

以上で議長報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子さん）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました議案第3号から議案第28号、発議第2号の計27件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件27件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、人事案件について行います。

議案第3号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

おはようございます。

それでは、議案第3号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

議案つづりの4ページをお願いいたします。

本町の固定資産評価審査委員会の委員定数は3名ですが、このうち塩澤隆良委員が本年3月31日をもって任期満了となります。引き続き塩澤隆良さんを選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

再任後の任期は、令和7年4月1日から3年間となります。

資料つづりの3ページのほうに履歴書を掲載しておりますので、お目通しをいただきまして、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子さん）

次に、当初予算について行います。

議案第4号 令和7年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

おはようございます。

それでは、議案第4号 令和7年度御嵩町一般会計予算について御説明いたします。

当初予算の主要なものは町長の施政方針で、また主要な施策につきましては既に各常任委員会協議会におきまして担当課より説明をしており、今定例会においても常任委員会に付託される予定でありますので、あまり重複しないよう、予算書と附属書類を中心に説明をさせていただきます。

それでは、予算書1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億500万円と定める規定をしています。各款項ごとの予算額につきましては、2ページから8ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、後ほどお目通しをお願いします。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、それぞれの表で説明をさせていただきます。

第4条では、一時借入金の最高額を8億円とすること、第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づく歳出予算の流用に関する特例について規定しています。

それでは、9ページをお願いします。

第2表 債務負担行為です。

1つ目は、南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業（その2）です。期間は令和8年度、限度額18億1,217万2,000円の債務負担行為を設定するものです。

2つ目は、重要文化財願興寺本堂修理工事記録誌作成業務です。期間は令和8年度から令和9年度までで、限度額478万7,000円の債務負担行為を設定するものです。

以上2件が債務負担行為となります。

続いて、地方債の説明をいたしますので10ページをお願いいたします。

第3表 地方債です。

令和7年度は11件になります。合計では7億6,260万円の借入れを予定しております。

1点目、庁舎整備事業は、新庁舎等整備事業の庁舎用地の修正設計、亜炭鉱重点設計に充てる地方債です。

2点目、デジタル活用推進事業は、町民等へのサービス向上や職員の業務効率化などを図るため、DX関連情報機器の更新等に充てるものです。

3点目、保育園環境改善事業は、保育園の空調設備の更新やトイレ改修工事等に充てるものです。

4点目、地方道路等整備事業は、上之郷三反田一切木線擁壁補修や道路照明LED化工事などに充てるものです。

5点目、橋梁整備事業は、欠橋補修設計、平芝橋補修工事に充てるものです。

6点目、河川改修事業は、普通河川維持補修工事に充てるものです。

7点目、南山公園トイレ改修事業は、南山公園野球場のトイレ改修に充てるものです。

8点目、伏見小学校大規模改造事業は、改造工事や管理業務、ネットワーク移設などに充てるものです。

9点目の小学校環境改善事業と次の10点目、中学校環境改善事業は、小学校、中学校の維持改修事業に充てるものです。

最後の11点目、伏見公民館防災機能強化事業は、伏見公民館の防火扉更新などに充てるものです。

起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりです。

11ページからの歳入及び歳出明細につきましては、この後、附属書類で説明いたしますので、先に予算書115ページをお開きください。

給与費明細書になります。

115ページには特別職を、次のページ、116ページには一般職を掲載しております。116ページの下の表は職員手当の内訳、117ページから121ページまでは給与等の増減額の明細、給料等の状況など人件費に関する明細を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いします。

122ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書になります。

12件の債務負担事業について、令和7年度以降の支出予定額をお示ししております。

123ページをお願いします。

こちらは、令和5年度から令和7年度までの地方債現在高見込みを表した調書になります。

令和7年度末の地方債の現在高見込みは、右下の合計欄57億1,460万8,000円で、令和6年度末現在高と比較して2億5,319万5,000円の増額となっています。

次に、令和7年度御嵩町歳入歳出予算附属書類に基づいて説明をさせていただきます。

附属書類の1ページをお願いいたします。

令和7年度会計別予算総括表です。

一般会計の予算総額は、再度となりますが一番上の行、85億500万円、前年度比較で10億5,100万円の減、率にして11%の減となりました。

また、表の一番下、全ての会計を表しました合計を御覧いただきますと、予算の総額は149億6,390万円、前年度と比較しますと8億9,570万円の減、率として5.6%の減となります。減額となった要因としましては、亜炭鉱跡防災対策事業が令和6年度で終了したこと、また次の対策事業を令和7年度当初予算ではなく、国・県の事業スキームに合わせて令和6年度補正予算に計上をさせていただいたことによるものでございます。

2 ページをお願いいたします。

一般会計当初予算比較表の歳入になります。

前年度予算と比較し、増減の大きいものを中心に説明させていただきます。

款01町税は、たばこ税については減収を見込むものの、町民税個人分については国の定額減税の終了に伴う増収、また企業業績の状況などから法人分固定資産税も増収を見込んだほか、軽自動車税につきましても増収を見込み、前年度より1億2,462万8,000円増の25億1,236万6,000円を計上させていただきました。

款10地方特例交付金は、国が実施しました定額減税の終了に伴う補填見込み分の減によりまして6,632万5,000円減の1,300万円。

款11地方交付税は、昨年度に引き続き国税収入の大きな伸びが見込まれること、国の地方財政計画でも総額が確保されたことにより、1億8,000万円増の19億円。

款15国庫支出金は、自立支援給付費負担金、児童手当への負担金、行政システムの標準化に伴うデジタル基盤整備への補助金など1億7,761万3,000円増の8億7,644万5,000円。

款16県支出金は、小・中学校へのタブレット端末更新事業への補助金や参議院議員選挙の委託金、国勢調査の委託金など4,496万7,000円増の6億1,389万5,000円。

款19繰入金は、財政調整基金や庁舎整備基金などからの繰入れにより、全体では前年度比較1億8,623万8,000円増の4億6,688万円の繰入れを予定しております。

款21諸収入は、先ほど予算総額の減においても説明させていただきましたが、亜炭鉱跡防災対策事業が令和6年度で終了したことによる減などにより、22億7,039万1,000円減の1億5,527万円を計上しております。

次に、3 ページをお願いします。

歳出予算の比較表になります。

こちらも前年と比較して増減の大きいものを中心に説明いたします。

款02総務費は、新庁舎計画地の道路計画や調整池整備等敷地造成に係る修正設計業務や、町民等へのサービスの向上、職員の業務の効率化などを図るためのDX推進事業、町制70周年記念事業など、前年度より1億8,885万4,000円増の13億7,354万5,000円。

款03民生費は、児童手当の支給等対象範囲の拡大や保育園給食の調理等の業務委託、放課後児童クラブの業務委託など、前年度より2億8,953万5,000円増の27億7,443万3,000円。

2つ飛びまして、款06農林水産業費は、ため池機能廃止事業の事業量の減や令和6年度まで実施しておりました土地改良施設維持管理適正化事業の皆減によりまして5,248万4,000円の減の1億8,172万円。

款08土木費は、下水道事業会計の企業債元金償還金及び支払い利息額の減額等により、下水

道会計への負担金、補助金、出資金の減額などによりまして、前年度より3,726万1,000円減の8億3,000万1,000円としております。

款09消費費は、亜炭鉱跡防災対策事業の減などによりまして22億5,931万円の減の3億4,039万8,000円を計上しております。

款10教育費は、伏見小学校大規模改造事業や第2期G I G Aスクール構想におけるタブレット端末の更新事業、伏見公民館の施設設備の改修事業など7億8,709万4,000円増の18億2,742万7,000円としております。

4ページ、5ページをお願いいたします。

こちらは、令和7年度一般会計・特別会計予算を会計別に節単位でまとめたものをお示した内訳表になります。

6ページをお願いします。

こちらは公営企業会計につきまして、一般会計、特別会計の節別に準じた形で分類し、お示ししております。

7ページをお願いします。

こちらは、各会計の歳出予算の財源内訳表になります。

8ページから11ページまでは、一般会計の人件費等の明細表です。備考欄には報酬の内容が載せてあります。

12ページをお願いします。

こちらは、過去10年の当初予算規模の推移表になります。

13ページをお願いします。

こちらは、実質公債費比率の推移に関する調査表です。

次に、附属書類の事業別予算説明書には、一般会計の支出予算科目ごとに財源内訳、主な内容を掲載しております。

次に、附属書類の主要な施策の概要には、各課・係別に主要な事業の概要を載せております。

以上、大まかに説明をさせていただきましたが、附属書類につきましては予算書の内容を補完する資料になりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第4号 令和7年度御嵩町一般会計予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第5号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第6号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第7号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博さん。

保険長寿課長（大久保嘉博さん）

おはようございます。

それでは、議案第5号、議案第6号、議案第7号、3件続けて御説明をさせていただきます。

初めに、議案第5号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてです。

予算書の125ページを御覧ください。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,400万円とすることと、第2条で業務委託に関する債務負担行為を定めております。

各款項ごとの予算額につきましては、126ページから128ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

129ページを御覧ください。

こちらは債務負担行為となります。

診療報酬明細書点検・過誤調整業務の債務負担行為期間は令和8年度、限度額は260万1,000円となり、特定健康診査未受診者受診勧奨業務の債務負担行為期間は令和8年度、限度額は387万9,000円となります。

131ページ、132ページは、歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ100万円の減額となっております。

明細につきまして説明しますので、131ページを御覧ください。

歳入です。

款01国民健康保険税は3億6,292万5,000円、被保険者数の減少など、前年度より1,768万5,000円の減額となっております。

款03県支出金は、歳出の保険給付費が県から交付される保険給付費等交付金で17億2,921万1,000円、被保険者数の減少に伴う特別交付分の減で、前年度より426万3,000円の減額となっております。

款05繰入金は、一般会計からの保険税軽減による保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金などで1億2,049万6,000円、保険基盤安定負担金の減額による繰入金の減額など、前年度より338万9,000円の減額となっております。

款06繰越金は、前年度の決算見込みにより4,488万2,000円、前年度より2,418万3,000円の増額となっております。

132ページを御覧ください。

歳出です。

款01総務費は、事務費、電算処理委託など2,116万2,000円、印刷製本費、通信運搬費の増な

ど、前年度より60万7,000円の増額となっております。

款02保険給付費は、療養給付費、療養費、高額療養費など16億9,212万5,000円、前年度と同額となっております。

款03国民健康保険事業費納付金は、県によって算定された国民健康保険事業費納付金を県に納付するもので、4億9,932万5,000円、県全体の療養給付費の増額で、前年度より219万6,000円の増額となっております。

款04保健事業費は、健康寿命の延伸を図るための特定健診・特定保健指導などに係る事業費で3,464万5,000円、特定健康診査等事業に係る人件費の増額など、前年度より143万6,000円の増額となっております。

款06諸支出金は、国・県への償還金、保険税の還付金など1,557万7,000円、国・県への償還金を見込み、前年度より66万2,000円の増額となっております。

なお、予算書の133ページから143ページまでが明細書、144ページ、145ページは人件費に関する明細書となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

146ページを御覧ください。

こちらは債務負担行為に関する調書です。

診療報酬明細書点検・過誤調整業務の財源内訳のその他は、一般会計からの事務費繰入金、特定健康診査未受診者受診勧奨業務の財源内訳は、保険給付費等交付金特別調整交付分となっております。

また、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要40ページ、41ページが国民健康保険関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第5号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明させていただきます。

予算書の147ページを御覧ください。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,800万円とすることと、第2条で業務委託に関する債務負担行為を定めております。

各款項ごとの予算額につきましては、148ページ、149ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

150ページを御覧ください。

こちらは、ぎふ・すこやか健康診査未受診者受診勧奨業務に関する債務負担行為となります。債務負担行為期間は令和8年度、限度額は345万8,000円となります。

151ページ、152ページは歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比

べ、1,500万円の増額となっております。

明細について説明させていただきますので、151ページをお願いします。

歳入です。

款01保険料は2億4,010万5,000円、被保険者数の増などから、前年度より1,371万5,000円の増額となっております。

款03後期高齢者医療広域連合支出金は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診などの健診費に対する広域連合からの委託金990万5,000円、ぎふ・すこやか健診未受診者受診勧奨業務に対する補助金の増額とぎふ・さわやか口腔健診の支払い方法変更による減額など、前年度より127万7,000円の増額となっております。

款04繰入金は、一般会計からの事務費、すこやか健診など保健事業費、保険基盤安定負担金などの広域連合への負担分に係る繰入金で8,450万5,000円、広域連合の事務費の減額などによる事務費負担金の減額など、前年度より117万1,000円の減額となっております。

款06繰越金は、前年度の決算見込みにより347万9,000円、前年度より117万9,000円の増額となっております。

152ページを御覧ください。

歳出です。

款01総務費は、一般管理費と徴収費で466万6,000円、印刷製本費、通信運搬費の増額など、前年度より104万6,000円の増額となっております。

款02後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合に対する保険料や事務費などの負担金で3億1,900万2,000円、保険料の増額など前年度より1,211万6,000円の増額となっております。

款03保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診などに係る事業費などで1,084万7,000円、対象者の増による負担金やぎふ・すこやか健診の受診勧奨による増額、ぎふ・さわやか口腔健診の支払い方法の変更による減額など、前年度より65万9,000円の増額となっております。

款04諸支出金は、保険料などの還付金で200万1,000円、対象件数の増の見込みで、前年度より100万円の増額となっております。

なお、予算書の153ページから158ページまでが明細書、159ページが人件費に関する明細書となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

160ページを御覧ください。

こちらは債務負担行為に関する調書です。

ぎふ・すこやか健康診査未受診者受診勧奨業務の財源内訳のその他は、広域連合からの補助金となります。

また、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり42ページが後期高齢者医療関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第6号 令和7年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

最後に、議案第7号 令和7年度御嵩町介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。

予算書の161ページを御覧ください。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,000万円と定めております。各款項ごとの予算額につきましては、162ページから165ページまでの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

167ページ、168ページは、歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ1億3,800万円の増額となっております。

明細について説明させていただきますので、167ページを御覧ください。

歳入です。

款01保険料は5億481万7,000円、被保険者数の増と、また近年による調定額などからの見込みで前年度より7,849万円の増額となっております。

款03国庫支出金は、介護給付費の国庫負担金と調整交付金、地域支援事業に係る交付金など4億73万3,000円、介護給付費の増額など前年度より1,778万円の増額となっております。

款04支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を財源とした介護給付費、地域支援事業に係る交付金で4億9,805万3,000円、介護給付費、地域支援事業費の増額など、前年度より3,404万9,000円の増額となっております。

款05県支出金は、介護給付費と地域支援事業交付金で2億7,218万4,000円、介護給付費の増額など前年度より1,956万2,000円の増額となっております。

款06繰入金は、一般会計からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費繰入金など2億9,374万2,000円、介護給付費の増額など前年度より1,335万7,000円の増額となっております。

款08繰越金は、前年度の決算見込みにより2,039万4,000円、前年度より2,528万8,000円の減額となっております。

168ページを御覧ください。

歳出です。

款01総務費は、事務費や賦課徴収費、認定費など2,937万8,000円、印刷製本費、通信運搬費、認定審査会負担金の増額など、前年度より865万1,000円の増額となっております。

款02保険給付費は、訪問、通所、短期入所などの居宅サービスや各種の施設サービス、審査

手数料、高額介護サービス費などで18億1,264万1,000円、施設介護サービス給付費の増額など、前年度より1億2,510万5,000円の増額となっております。

款04諸支出金は、前年度の介護保険事業精算に伴う国支払基金、県への償還金と保険料の還付金で3,050万円、前年度と同額となっております。

款05地域支援事業費は、介護予防事業、包括的支援事業・任意事業など1億1,312万2,000円、新規事業といたしまして、電気の使用状況からフレイルリスクを分析する介護予防把握事業と、第10期介護保険事業計画策定に向けたアンケートと分析を行う介護予防評価事業を実施するなど、前年度より1,008万9,000円の増額となっております。

款06保健福祉事業費は、新規事業といたしまして、認知症検診と介護サービス事業所の職員育成に対する支援をすることから106万円となっております。

なお、予算書の169ページから181ページまでが明細書、182ページから188ページまでは人件費に関する明細書、189ページは債務負担行為に関する調書となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

また、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要43ページから45ページが介護保険関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第5号、議案第6号、議案第7号、3件の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第8号 令和7年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第9号 令和7年度御嵩町下水道事業会計予算について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治さん。

上下水道課長（可児英治さん）

それでは、事業会計の当初予算、2議案について御説明いたします。

初めに、議案第8号 令和7年度御嵩町水道事業会計予算です。

予算書の191ページをお願いいたします。

まず、第1条は予算の総則、第2条で業務の予定量を規定しています。1. 給水件数は6,690件、2. 年間総給水量は217万立方メートル、3. 1日平均給水量は5,945立方メートルを見込んでおります。4. 主な建設改良事業としまして、引き続き送配水管及び施設改良事業を実施いたします。

次の192ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で水道事業収益・費用ともに6億1,550万円を計上いたしました。

次の193ページ、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で資本的収入2,570万円、資本的支出2億280万円を計上いたしました。

次の194ページでは、第5条から第8条において、一時借入金の限度額などを定めております。

続いて、予算説明書となります。

説明は割愛させていただきますが、次の195ページからは予算実施計画、198ページからは給与費明細書となっております。

203ページからは令和7年度予定貸借対照表、207ページからは令和6年度予定貸借対照表及び予定損益計算書となっております。

それでは、213ページ、予算実施計画明細書を御説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出です。

収入の款1水道事業収益は6億1,550万円です。主な収入として、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料4億6,200万円のほか、項2営業外収益、目2長期前受金戻入1億3,150万円などを計上しております。

次の214ページからの支出です。

款1の水道事業費用は6億1,550万円で、主な支出は、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節31受水費2億2,300万円のほか、目2配水及び給水費、節22委託料は2,236万8,000円、ページが飛びまして216ページ、目5の減価償却費2億2,500万円などを計上しています。

次の217ページからは資本的収入及び支出です。

収入の款1資本的収入は2,570万円で、主な収入として、項1の負担金は給水申込みや工事負担金で2,293万2,000円、項2の補助金は水道施設等耐震化事業に対する県補助金276万8,000円を計上しております。

次に、支出の款1資本的支出は2億280万円です。主な支出として、項1建設改良費、目2建設改良事業費、節12工事請負費は送配水管及び施設改良工事費など1億3,599万9,000円、次の218ページ、項2償還金は企業債元金の償還金で1,299万9,000円を計上しております。

次の219ページをお願いします。

令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

I. 業務活動によるキャッシュ・フローの最初に記載しております当年度純利益は103万1,000円を見込んでおります。

これで令和7年度御嵩町水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第9号 令和7年度御嵩町下水道事業会計予算について御説明いたします。それでは、予算書の221ページをお願いいたします。

まず、第1条は予算の総則、第2条で業務の予定量を規定しています。1. 排水件数は4,350件、2. 年間排水量は164万2,000立方メートル、3. 1日平均排水量は4,498立方メートルを見込んでおります。4. 主な建設改良事業としまして、引き続き未普及対策整備事業並びに老朽管対策改築事業を実施いたします。

次の222ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で下水道事業収益6億1,470万円、下水道事業費用5億8,460万円を計上いたしました。

次の223ページ、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ第1款で資本的収入1億9,340万円、資本的支出4億6,400万円を計上いたしました。

次の224ページをお願いします。

第5条で、起債について表のとおり定めております。

起債の目的は、公共下水道建設事業及び流域下水道事業負担金で、限度額は合わせて8,130万円であります。

なお、起債の方法などにつきましては表のとおりでございます。

続いて、第6条から次のページ、第10条にかけては、一時借入金の限度額などを定めております。

次に、予算説明書になります。

説明は割愛させていただきますが、次の227ページからは予算実施計画、229ページからは給与費明細書となっております。

234ページからは令和7年度予定貸借対照表、238ページからは令和6年度予定貸借対照表及び予定損益計算書となっております。

それでは、244ページ、予定実施計画明細書を御説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出です。

収入の款1下水道事業収益は6億1,470万円です。主な収入として、項1営業収益、目1下水道使用料は2億250万円、項2営業外収益、目2他会計負担金は一般会計からの負担金2億7,138万3,000円、目3の他会計補助金は一般会計からの補助金2,663万9,000円、目5の長期前受金戻入9,727万6,000円などを計上しております。

次の245ページからは支出です。

款1の下水道事業費用は5億8,460万円で、主な支出として、項1営業費用、目1管渠費、節22委託料は、公共下水道事業変更計画策定業務など2,876万1,000円。次の246ページ、目4流域下水道維持管理負担金は1億1,200万円、目5の減価償却費は3億2,784万1,000円、項2の営業外費用、目1支払利息は、企業債利息など4,529万9,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出です。

収入の款1 資本的収入は1億9,340万円で、主な収入として、項1の企業債は公共下水道事業債など8,130万円。次の247ページ、項2の出資金は一般会計からの出資金で8,847万8,000円、項3の他会計補助金は一般会計からの補助金1,000万円、項4の補助金は国庫補助金で900万円を計上しております。

次に、支出の款1 資本的支出は4億6,400万円です。項1 建設改良費、目1 下水道施設費、節31 工事請負費は、北切地区整備工事費など9,226万3,000円、項2の償還金は、企業債元金償還金3億4,294万5,000円を計上しております。

次の248ページをお願いします。

令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

I. 業務活動によるキャッシュ・フローの最初に記載しております当年度純利益は3,218万円を見込んでおります。

これで令和7年度御嵩町下水道事業会計予算の説明を終わります。

以上、事業会計の当初予算2議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は11時10分とします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

次に、補正予算について行います。

議案第10号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第10号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。

補正予算つづりの一般会計補正予算（第10号）、2ページをお願いします。

今回の補正予算は年度末の補正であり、事業費の確定、今後の収入、支出の見込みの精査などによる増額、または減額補正が主なものとなっております。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1億5,448万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を113億1,628万4,000円とする旨規定しています。

第2条では繰越明許費の補正、第3条では地方債の補正について規定しています。

7ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正です。

追加は1件です。

款03民生費、項01社会福祉費の低所得世帯支援給付金事業6,978万5,000円は、国の補正に基づく臨時交付金による低所得世帯を対象とした給付金事業について、年度をまたぐため繰り越すものであります。

続いて、変更が2件です。

款08土木費、項02道路橋梁費の道路維持事業は、補正前7,591万円から補正後8,056万4,000円と465万4,000円の増額をしております。これは、千ノ井-真多羅線ののり面補修や町道御嵩151号線のマンホール蓋等取替え工事など、安全面から急を要する事業について増額補正を行い、繰越しを行うものです。

2件目は、款08土木費、項02道路橋梁費の橋梁維持事業は、補正前603万7,000円から補正後33万3,000円と570万4,000円の減額としております。これは国の交付金内示額に伴い、歳出予算額を減額したことにより変更させていただくものであります。

8ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正です。

4件の変更になります。

事業費の確定、国庫の内示額などにより、財源としていた各地方債の限度額を減額するものが主なものであります。

1件目、県営土地改良事業負担金負担事業は390万円減額し1,230万円、2件目、地方道路等整備事業は550万円減額し8,100万円、3件目、河川改修事業は2,610万円減額し4,240万円、4件目、伏見小学校大規模改造事業は1億2,740万円減額し5,360万円。

いずれの起債につきましても、起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

9ページをお願いいたします。

地方債の廃止の補正です。

橋梁整備事業については、地方債を充当予定であった歳出予算を今回の補正で減額しておりますので、廃止するものであります。

次に、歳入歳出の補正について説明いたします。

事業の確定、精査による増減については省略させていただき、主なものについて説明をさせ

ていただきますので、13ページをお願いいたします。

上から2つ目の表、款11地方交付税、目01地方交付税は、国の税収増に伴い交付税の再算定が行われた結果、追加交付分として1億1,216万円の増額。

14ページをお願いします。

一番上の款15国庫支出金、目02民生費国庫補助金の節10物価高騰対策費補助金は、繰越明許費でも触れましたが、新たな低所得世帯支援給付金事業に伴う増額はあるものの、既に実施しました給付金事業の決算見込みによる減額と差引きいたしまして4,302万9,000円の減額としております。

16ページをお願いいたします。

一番下の表の款19繰入金は、それぞれの基金繰入金を減額しています。いずれも繰入れ予定であった歳出予算が今回補正されたことに伴い、繰入金を減するものであります。

歳出の説明をいたしますので、20ページをお願いいたします。

款02総務費、目16基金費、節24積立金は2,156万9,000円増額補正をいたします。

説明欄を御覧いただきまして、各基金利子の積立金につきましては、国債運用収入の補正相当額を積み立てているものです。

説明欄の上から4段目、低炭素まちづくり基金積立金34万7,000円は、Jークレジット販売収入の増額による基金積立金の増額です。1つ下のふるさとみたけ応援基金積立金1,700万円の減額は、歳入の減額補正分と同額を減額するものです。3つ下になります。森林環境整備基金積立金62万6,000円は、線下伐採補償料収入の増額によるものです。一番下、減債基金積立金は、今回あった普通交付税の追加交付分の一部について、国から減債基金等に積むよう通知があったことによるものです。

23ページをお願いいたします。

款03民生費、目10物価高騰対策費は、新たな給付金事業の実施に伴う増額と既に完了しております給付金事業を差引きいたしまして、減額補正としております。

24ページをお願いします。

款03民生費、目02児童運営費、節12委託料800万円は、国から示された公定価格が当初の見込んだ価格を上回ったことにより、必要額を増額させていただきます。

27ページをお願いします。真ん中の表になります。

款08土木費、目02道路維持費、節14工事請負費は、千ノ井－真多羅線及び町道御嵩151号線において早急な道路維持工事が必要でありますので、1,000万円増額いたします。

31ページをお願いいたします。上の表です。

款10教育費、目08図書館費、節10需用費69万1,000円は、中山道みたけ館空調機の故障に伴

い、修繕料を増額させていただきます。

下の表、目03学校給食センター費、節10需用費251万8,000円は、給食材料費の高騰に伴い賄材料費の増額になります。

次のページ、32ページからは給与費明細書、36ページには地方債の年度末現在高の見込みに関する調書をおつけしておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第10号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第11号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第12号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第13号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博さん。

保険長寿課長（大久保嘉博さん）

それでは、議案第11号、議案第12号、議案第13号、3件続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第11号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

補正予算書つづりの38ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,168万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億5,330万9,000円とするものです。

明細について説明させていただきますので、42ページを御覧ください。

歳入です。

款03県支出金、項01県負担金・補助金は交付金などの交付決定などによるもので、目01保険給付費等交付金は1,465万円の減額、目02国庫負担金減額措置対策費補助金は3万7,000円の減額、款全体で1,468万7,000円の減額となります。

款05繰入金、項01他会計繰入金、目01一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料負担金などの交付決定に伴う繰入額の確定、国民健康保険事業の事務費の見込みにより281万円の増額となります。

43ページを御覧ください。

款05繰入金、項02基金繰入金、目01国民健康保険基金繰入金は、歳入歳出額の調整のため1,200万円の減額となります。

款08国庫支出金、項01国庫補助金、目01社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、

交付決定により219万1,000円の増額となります。

44ページを御覧ください。

歳出です。

款01総務費、項02徴税費、目01賦課徴収費は、会計年度任用職員の人件費の減額と歳入の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の補正に伴う財源内訳の変更となります。

款02保険給付費、項02高額療養費、目01一般被保険者高額療養費は、高額療養費の見込みにより1,800万円の減額となります。

款02保険給付費、項05葬祭諸費、目01葬祭費は、葬祭件数の見込みにより75万円の減額となります。

款03国民健康保険事業費納付金、項01医療給付費分、45ページになりますが、項02後期高齢者支援金等分、その下、項03介護納付金分は、歳入の一般会計繰入金の補正に伴う財源内訳の変更となります。

款04保健事業費、項01保健事業費、目02疾病予防費は、健康診断件数の見込みにより58万円の減額となります。

45ページ最下段から46ページ上段を御覧ください。

款04保健事業費、項02特定健康診査等事業費、目01特定健康診査等事業費は、会計年度任用職員の人件費の見込み、委託契約金額の見込み、特定健診件数の見込みにより626万7,000円の減額となります。

款07予備費は、歳入歳出額の調整のため392万1,000円の増額となります。

47ページは人件費の明細となります。お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第11号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第12号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

補正予算のつづりの50ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に260万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,159万9,000円とするものです。

それでは、明細について説明させていただきますので、53ページを御覧ください。

歳入です。

款01保険料、項01後期高齢者医療保険料は、目01特別徴収分、目02普通徴収分を合わせて708万5,000円の増額となります。

款03後期高齢者医療広域連合支出金、項01委託金、目01保健事業費委託金は歳出のぎふ・さ

わやか口腔健診の委託料の支払い方法の変更に伴い292万9,000円の減額となります。

款04繰入金、項01一般会計繰入金は、事務費の見込み、保険基盤安定負担金の交付決定に伴う繰入額の確定により155万2,000円の減額となります。

54ページを御覧ください。

歳出です。

款02後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の保険料、一般会計繰入金の補正などに伴い、556万3,000円の増額となります。

款03保健事業費、項01健康保持増進事業費、目01健康診査費は、ぎふ・さわやか口腔健診の委託料の支払い変更に伴う委託料の減額で277万9,000円の減額。

目02一体的実施事業費は、講師への支払い方法の変更に伴い18万円の減額となり、款全体では295万9,000円の減額となります。

以上で、議案第12号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

最後に、議案第13号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

補正予算書つづりの56ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億4,351万7,000円とするものです。

なお、介護サービス事業勘定については補正はございません。

明細について説明させていただきますので、60ページを御覧ください。

歳入です。

款03国庫支出金、項02国庫補助金、目02、介護予防事業分の地域支援事業交付金から61ページ、款06繰入金、項01一般会計繰入金、目03、包括的支援・任意事業分の地域支援事業繰入金までは交付金などの交付決定に伴う補正で、60ページの款03に戻りますが、款03国庫支出金、項02国庫補助金、目02、介護予防事業分の地域支援事業交付金が11万6,000円の減額、目03、包括的支援・任意事業分の地域支援事業交付金が133万7,000円の減額、目04保険者機能強化推進交付金が41万1,000円の増額、目05介護保険保険者努力支援交付金が220万5,000円の増額、目06、システム改修に係る介護保険事業費補助金が56万9,000円の増額。

款04支払基金交付金、項01支払基金交付金、目02地域支援事業交付金が13万1,000円の減額。

款05県支出金、項02県補助金、目01、介護予防事業分の地域支援事業交付金が6万1,000円の減額、目02、包括的支援・任意事業分の地域支援事業交付金が66万7,000円の減額。

61ページになりますが、款06繰入金、項01一般会計繰入金、目02、介護予防事業分の地域支

援事業繰入金が6万1,000円の減額、目03、包括的支援・任意事業分の地域支援事業繰入金が66万7,000円減額と、それぞれなっております。

その下、目05その他繰入金は、歳出の介護保険事務費の増額により36万円の増額となります。
62ページを御覧ください。

歳出です。

なお、人件費のみの補正につきましては、説明を省略させていただきます。

上から2段目、款01総務費、項02賦課徴収費、目01賦課徴収費は、介護保険高額介護サービス費に係る基準額の変更に伴うシステム改修で113万9,000円の増額となります。

最下段、款03基金積立金、項01基金積立金、目01介護給付費準備基金積立金は、歳入歳出額の調整のため1,400万円の増額となります。

63ページを御覧ください。

款04諸支出金、項01償還金及び還付加算金、目02償還金は、令和5年度介護給付費負担金、地域支援事業交付金などの国・県への償還金の見込みにより1,295万9,000円の減額となります。

款05地域支援事業費、項01介護予防・日常生活支援総合事業費、目01介護予防・日常生活支援総合事業は、総合事業利用者の増に伴う給付負担金の増による50万円の増額と、歳入の交付金の交付税に伴う財源内訳の変更となります。

その下、目02一般介護予防事業は、歳入の交付金の補正に伴う財源内訳の変更となります。

款05地域支援事業費、項02包括的支援事業・任意事業費、目01包括的支援事業・任意事業費は、会計年度任用職員の人件費、事業費などの見込みにより201万6,000円の減額となります。

64ページを御覧ください。

款06予備費は、歳入歳出額の調整のため5万1,000円の増額となります。

65ページは人件費の明細となります。お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第11号、議案第12号、議案第13号、3件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子さん）

次に、条例、その他の案件について行います。

議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第16号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 御嵩町非常勤消防

団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて、以上6件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第14号、16号、17号、21号、22号、26号の6件を一括で説明させていただきます。

初めに、議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは9ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづりの4ページをお願いいたします。

改正趣旨は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が施行されたことに伴い、関連条例を改正するものでございます。

概要としましては、これまで受刑者を刑事施設などに収監する刑罰として定められていました懲役と禁錮が廃止され、それらを一本化して拘禁刑が創設されたことに伴い、条例内において定められている字句を改めるものであります。

関連する条例としましては、御嵩町職員の給与に関する条例をはじめ、6つの条例になります。

また、経過措置につきましても、以下のとおり設けております。

施行日は、刑法等の一部を改正する法律の施行日の令和7年6月1日としております。

5ページから11ページまでは新旧対照表となりますので、後ほどのお目通しお願いをいたします。

以上で、議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明を終わります。

続いて、議案第16号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは16ページになりますが、こちらも資料にて御説明いたしますので、資料つづり13ページをお願いいたします。

改正の趣旨は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正さ

れるため、関係する条例を改正するものです。

概要については、記載のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を引用していた条項にずれが生じたので、改正後の条項を引用するため改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日でございます。

14ページが新旧対照表になりますので、お目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第16号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

続いて、議案第17号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづりは17ページになりますが、説明は資料つづりでを行います。

15ページをお願いいたします。

改正趣旨は、令和6年8月に人事院が行いました公務員人事管理に関する報告の中で、仕事と生活の両立支援の拡充として、特定の項目において遅れることなく実施することとされました。

特定の項目として、1. 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、2. 子の看護休暇等の見直し、3. 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備が上げられており、町としましても職員がより一層働きやすい環境になることを目的として、関連する条例を改正するものであります。

概要の1. 第1条関係では、御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を行います。

1点目は、深夜勤務及び時間外勤務の制限です。所定外労働の制限の対象となる職員の範囲を3歳になるまでの子を養育する職員から小学校就学前の子を養育する職員に改正するものです。

2点目は、仕事と介護の両立支援制度の強化です。介護に伴う離職を防止するため、次のことが義務づけられました。1つが、家族の介護を必要とする状況に至った職員に対し、介護両立支援制度について個別の周知・意向確認を行うことです。そして、もう一つが、職員へ介護両立支援制度に関する情報提供や雇用環境の整備（研修等）を行うことです。

概要の2. 第2条関係は、御嵩町職員の育児休業等に関する条例の改正になります。

会計年度任用職員と非常勤職員に係る介護時間に関する関連法の該当条文の改正になります。労働者の福祉に関する法律「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」の規定から「第61条の2第20項」の規定に改正するものです。

施行日は、第1条、第2条とも令和7年4月1日となります。

16ページから19ページまでが新旧対照表となりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第17号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

引き続き、議案第21号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

議案つづりは24ページですが、資料つづりで御説明いたします。

31ページをお願いいたします。

改正の趣旨としましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、消防団員に係る損害補償について、階級及び勤務年数に応じた補償基礎額が引上げとなり、最低補償基礎額が9,700円に、最高額を1万4,500円にするものです。また、扶養親族に係る補償基礎額の加算額についても改正をいたします。

この条例の施行日は令和7年4月1日です。

経過措置を以下のとおり設けております。

32、33ページが新旧対照表になりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第21号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

続いて、議案第22号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは26ページになりますが、こちらも資料つづり34ページで説明をさせていただきます。

改正の趣旨としましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、消防団員の退職報償金の対象年数の区分について、新たに31年、32年、33年、34年、35年以上の区分を追加します。

この条例の施行日は令和7年4月1日です。

経過措置を以下のとおり設けておりますので、お願いをいたします。

35、36ページの新旧対照表につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第22号 御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

最後に、議案第26号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて御説明を申し上げます。

議案つづり31ページをお願いします。

御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

資料つづりの44ページをお願いいたします。

総合整備計画書でございます。

計画の対象地域は、津橋、前沢、謡坂、小原、谷、綱木、大久後、小和沢の8地域としております。

計画の内容としましては、2の(1)道路施設の補修及び整備、(2)観光施設の整備、(3)通学バスの更新を掲げています。

3、計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

事業費は表の合計欄一番下、4億1,281万2,000円とし、内訳は、特定財源として1億8,150万円を見込み、辺地対策事業債は2億2,350万円を予定しております。

事業の詳細を御説明しますので、45ページをお願いいたします。

整備計画の内訳表でございます。

まず、道路に関しましては、3つの事業を計画しています。

1つ目の町道道路改良事業は、樋ヶ洞に通じる内門山田線、上之郷1号線の道路改良を予定しております。この路線は道路幅が狭く車の擦れ違いができないため、道路拡幅または擦れ違いができる車の待避所を確保することで災害時でも迅速に避難できるようにするもので、令和7年度から令和11年度までの5か年の事業費9,000万1,000円を計上しております。

2つ目の町道施設補修事業は、道路のり面、擁壁などの補修工事を行い、道路を安全・安心に通行できるよう維持管理するもので、令和7年度から令和10年度までの計画で合わせて1億3,825万1,000円を計上しております。

3つ目の町道舗装補修事業は、老朽化した舗装の補修工事を行い、道路を安全・安心に通行できるよう維持管理するもので、令和8年度から令和11年度までの計画で合わせて1億4,050万円を計上しております。

以上が道路関連事業でございます。

続いて、観光の中山道整備事業です。

この事業は、謡坂地内の中山道において雨水排水処理が不十分な区域があることから、雨水排水対策の設計、工事により安全性の向上等を図るもので、令和7年度から令和9年度までの

事業費3,206万円を計上しております。

最後に、学校文化施設のスクールバス購入事業です。

現在2台で運行しておりますが、そのうちの1台が導入から約15年を経過するため更新するものです。実施は令和8年度を予定しており、事業費として1,200万円を計上しています。

なお、参考までに、備考欄には特定財源となる補助事業名を掲載しております。

また、位置図をおつけしておりますので、お目通しください。

以上で、議案第26号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについての説明を終わります。

議案第14号、16号、17号、21号、22号、26号の6件を一括で御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第15号 御嵩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛さん。

企画課長（山田敏寛さん）

議案第15号 御嵩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について説明いたします。

議案つづり11ページから条例案を記載しておりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり12ページを御覧ください。

本条例の趣旨ですが、国では、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、通称デジタル手続法が公布され、一体的にオンラインでも手続可能となりました。このデジタル手続法の適用を受けない手続等について、オンラインでも可能とするには条例等の整備が必要です。

本町の各条例等に規定されている多くの手続等は、書面でのみ行うことが前提となっていることから、オンラインでも手続可能にするために制定するものです。

概要になりますが、オンラインでも可能にする事項等について定めるものです。

1. 申請等は、町民や事業者等が町に対して行う申請や届出などができることについて、2. 処分通知等は、町が町民や事業者等に対して行う決定通知などができることについて、3. 縦覧等は、書面等または電磁的記録に記録されている事項の縦覧や閲覧ができることについて、4. 作成等は、町が書面等や電磁的記録を作成または保存することができることについて、5. 揭示は、書面等に記載されている事項をオンラインで閲覧することができることについて。

資料に記載しておりませんが、その他、既にほかの条例等にてオンラインが適当でないとな

っているものや既にオンライン申請が規定されているものについての適用除外、また添付書面等の省略等について規定しております。

施行日は公布の日です。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

議長（大沢まり子さん）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は13時とします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

議案第18号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治さん。

上下水道課長（可児英治さん）

それでは、議案第18号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案つづりは19ページですが、改正内容については資料で御説明いたしますので、資料つづり20ページをお開きください。

改正趣旨でございますが、令和6年1月4日に下水道法施行令の一部を改正する政令が公布され、その一部が令和7年4月1日に施行されることに伴って、放流水の基準が変更されるため所要の改正を行うものです。

改正の概要です。

記載のとおり下水道条例に規定する放流水の基準について、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に変更するものです。

施行日は令和7年4月1日であります。

新旧対照表は21ページに添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案つづりは20ページですが、改正内容については資料で御説明いたしますので、資料つづり22ページをお開きください。

改正趣旨でございますが、令和6年6月26日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴って生じる条ずれに対応するため、所要の改正を行うものです。

改正の概要です。

表に記載のとおり、地方自治法第243条の2の8が第243条2の9に繰り下げられるため、該当例規であるこちらの2つの条例の改正を行います。

施行日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日からであります。

新旧対照表は23ページから24ページに添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

最後に、議案第20号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

議案つづりは21ページですが、改正内容については資料で御説明いたしますので、資料つづり25ページをお開きください。

改正趣旨でございますが、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、それぞれの資格要件を定める水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、条例の改正を行うものです。

改正の概要です。

1. 布設工事監督者の資格要件の改正です。

布設工事監督者は、水道の布設工事の施工に関する技術上の監督義務を行うものですが、表に記載のとおり、学歴、学科、国家資格の条件について追加や廃止などを行っております。

次の26ページ、2. 水道技術管理者の資格要件の改正です。

水道技術管理者は、水道の管理について技術上の業務を担当する者ですが、こちらも表に記載のとおり、学歴、学科、国家資格の要件について追加や廃止などを行っております。

施行日は令和7年4月1日であります。

新旧対照表は27ページから30ページに添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

条例改正3議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第23号 財産の取得について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、議案第23号 財産の取得について御説明いたします。

議案つづりの28ページをお願いいたします。

財産を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町を議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する物品は、小・中学校のタブレット端末です。

取得の方法は、随意契約。

取得金額は、7,078万7,156円です。

取得の相手方は、岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地、株式会社電算システム、代表取締役高橋譲太です。

次に、資料つづり37ページには売買仮契約書の写しを添付しております。

仮契約は令和7年1月31日に締結し、履行期限は令和7年10月31日としております。

次に、38ページをお願いいたします。

こちらには入札執行結果公表一覧表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第23号 財産の取得についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第24号 債権の放棄について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 石原昭治さん。

建設課長（石原昭治さん）

それでは、議案第24号 債権の放棄について御説明申し上げます。

議案つづりの29ページをお願いいたします。

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものです。

放棄する債権は、町営住宅敷地内における行政財産の目的外使用料です。

放棄する債権額等は、平成21年度の18万9,400円です。

放棄の理由は、債務者の死亡及び相続人や財産調査をした結果、債権の回収が著しく困難なためです。

放棄の時期は、議決の日です。

以上で、議案第24号 債権の放棄についての説明を終了します。御審議のほどよろしくお願

いたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第25号 指定管理者の指定について、議案第27号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉子ども課長 古川孝さん。

福祉子ども課長（古川 孝さん）

議案第25号 指定管理者の指定について御説明いたします。

議案つづりの30ページをお願いいたします。

御嵩町障害者支援多機能事業所の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称はあゆみ館。

指定管理者となる団体の名称は、岐阜県可児郡御嵩町中1151番地24、特定非営利活動法人ささゆり、理事長 蔵澄孝治です。

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

指定管理者選定に係る報告書を資料つづりに掲載しておりますので、資料つづりの39ページを御覧ください。

指定管理者の選考ですが、公募によらない選考としました。

現指定管理者は、令和2年度から今年度までの指定期間において利用者へ良質なサービスを提供できており、またその家族が運営する団体とも良好な関係を継続しています。短期間で指定管理者が変更となることは利用者側との信頼関係を一から再構築していくこととなり、知的・精神障害者にとってはその負担が過大となるというリスクがあることから公募によらない選考としたものです。

選考の経緯としまして、御嵩町指定管理者選考委員会により令和7年1月17日、申請書類審査、面接審査を実施し、選考を行いました。

特に、資料の下側の選考結果にありますとおり、安定した管理のための経営基盤及び人材の確保など、4つの選考基準を基に審査し、特定非営利活動法人ささゆりを指定することが妥当と判断し、選定に至っております。

資料つづり41ページ以降には、指定管理業務評価シート、経営状況を掲載しておりますので、併せてのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第25号の説明を終わります。審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第27号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改正条例案は、議案（その2）つづりの3ページのとおりですが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり（その2）の3ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令及び児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、必要な改正を行うものです。

改正の概要としましては、連携施設経過措置の延長、保育内容支援に係る連携施設の見直し、代替保育に係る連携施設の見直し、また栄養士の配置を求めている規定につき、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができることとするもの、その他所要の改正を行っております。

この条例の施行日は令和7年4月1日です。

4ページ以降の新旧対照表につきましては、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第27号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第28号 工事請負契約の変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 木村公彦さん。

亜炭鉱廃坑対策室長（木村公彦さん）

それでは、議案第28号 工事請負契約の変更について説明させていただきます。

議案（その2）、7ページをお願いいたします。

議案第28号 工事請負契約の変更についてです。

令和6年御嵩町議会第3回定例会（議案第51号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、令和4年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第3期防災工事です。

2. 契約の金額ですけれども、24億6,319万5,900円を24億8,070万4,600円に変更するものです。

3. 変更の理由は、工事内容の精査による増額です。

4. 契約の相手方は、飛島・岐建・國本起業特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は岐建株式会社、株式会社國本起業です。

続いて資料つづり（その2）、12ページ、13ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しています。

1,750万8,700円を増額する仮契約を2月19日に締結しております。

14ページを御覧ください。

工事の位置を説明した図面を添付してございます。

第3期防災工事の施工箇所は、御嵩町中地内の老人憩いの家、白山多目的グラウンドを含む民有地等でございます。

左上の枠内に各工種の変更前と変更後の工事概要を掲載してございますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

発議第2号 御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

発議第2号 御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案つづりは32ページ、資料つづりは48ページでございます。

御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。令和7年2月26日、提出者、御嵩町議会議員 奥村悟。賛成者、御嵩町議会議員 岡本隆子、同じく高山由行、同じく広川大介。

内容については、資料つづりの48ページで説明させていただきますので、よろしく願いします。

改正の趣旨は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号利用法とありますが、そちらの改正に対応するため、また所要の規定の整備を行うためです。

改正の概要ですが、番号利用法の改正に伴う条ずれへの対応と文言調整などです。

施行日は令和7年4月1日です。

新旧対照表は49ページから53ページになります。後ほどお目通しください。

御審議のほどよろしく願いをいたします。以上で説明を終わります。

議長（大沢まり子さん）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は13時45分といたします。

午後 1 時 20 分 休憩

午後 1 時 45 分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

先ほど12番 谷口鈴男さんから会議を欠席する旨の届出がされ、出席議員は11人となりましたが、定足数には達していますので引き続き会議を続けます。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子さん）

日程第 6、議案の審議及び採決を行います。

議案第 3 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 3 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 3 号は原案のとおり同意されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第10号 令和 6 年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

それでは、補正予算10号の4点、質問させていただきます。

1つ目が19ページ、まちづくり活動等応援補助金、それから環境モデル都市推進費のところの再生可能エネルギー活用推進補助金、この辺りの数字が一応半分ぐらいの執行にとどまっております。どうなのでしょう、応募がもともとないのか、PRの不足なのか、使い勝手が悪いのかという辺りはどう見られておるのか。これは両方とも、令和7年度も同じような額の予算が入っているようなので、一応確認をしたいと思います。特に、まちづくりのほうは、やっぱり新規ってそんなに続かないと思うんですね。継続へ少し補助金の重きを置くような考えがあってもいいんじゃないかなというふうに思いましたので質問させていただきました。

2つ目、27ページ、河川費の排水新設改良費ですね。これは設計、工事ともに、これも半額ぐらいになっております。競争入札で安かったというような説明もあったかと思いますが、排水施設改良工事のこの場所と内容と、50%ぐらいであったという結果についての内容について補足いただけるとありがたいです。

3番目、28ページです。都市計画総務費、耐震補強工事補助金440万円に対して△330万円ということで4件想定していたんだけど、多分1件だったということだろうと思います。これも令和7年度の予算がちょっとまた同じような額が上がっていますが、PRの不足なのか、応募がないのか、使い勝手が悪いのか、この辺りどのような考えなのか教えてください。

最後29ページ、消防施設費、消防施設移転用地調査設計業務委託1,100万円に対して△362万6,000円となっています。これは御嵩分署の移転の案件だと思っておりますが、費用が安かったというところが何か特に理由があったのかというのを教えていただければと思います。

以上4点です。お願いします。

議長（大沢まり子さん）

まちづくり課長 荻曾弘太郎さん。

まちづくり課長（荻曾弘太郎さん）

それでは、鈴木議員の御質問のうち、まちづくり活動等応援補助金についてお答えさせていただきます。

当該補助金は、活動に対する補助金として100万円、施設整備に対しての補助金として100万円を想定して予算を計上しておりました。執行状況といたしましては、活動に対する補助金として、まずスタートアップ事業が1団体、まちづくり活動事業が3団体、まちづくり推進イベント事業で1団体、計5団体が申請され、約70万円の交付決定がされておる状況でございます。

ほぼ同程度の確定を見込んでおるところでございます。また、まちづくりの施設等整備事業の申請はございませんでしたので、それに伴い、今回減額補正の計上をさせていただいております。

PR不足についてですが、PRについては、現在は広報紙や町ホームページ、インスタ等で掲載して補助金の申請を募集しているところでございます。また、イベントをやってみたいというお声を聞いた際には、まちづくり課へ御相談いただくように活動団体の方などに随時お声かけをさせていただいております。今年度も新しく団体が申請していただいているということから、一定の効果はあったという認識でございます。

さらに、今後は募集の際に過去のイベントであったりとか、補助金を活用した事例などをホームページ等で公開をして、この当該補助金自体の認知度向上をしていくこと、また新たにこの補助金を活用することで、町のにぎわい創出に資するまちづくり活動が実施できるという認識を持っていただいて、新たにそういった団体が生まれてくることを期待していきたいと考えております。

あと、使い勝手につきましては、これまで活動団体の方へアンケート等を実施して、意見聴取を踏まえまして、今年度から補助制度を改正して実施をしております。具体的に少し申し上げますと、これまで毎年度申請に伴ってプレゼンと申しますか、審査会を実施していました。そこが団体にとって負担だという御意見がありましたので、開始年度に3年分の事業計画を提出いただいて、その計画の承認を受けることで、次年度以降は審査会を省略して補助金の申請を提出するのみというような形で軽減しております。

また、年度当初から、年度が始まってから募集をしていると活動の開始が遅くなるという御意見もございましたので、審査会を年度の始まる前の3月中に実施して年度当初から活動ができるように変更しております。年度途中の中間報告会ということも団体さんにとって負担になっているということがありましたので、この報告会についても廃止をしております。

ほかに継続にもちょっとつながるかもしれませんが、活動の補助を3年間受けた団体というのは、これまで補助金を受けられなかったんですけれども、新たにその団体さんが新しいメニューで事業を行いたいという場合には活用できるようなまちづくり推進イベント事業というメニューを新設してございます。

継続のことについてですが、この補助金は当該団体が自走していけるように複数年を補助の対象期間としていることから、ある程度団体の継続性は担保されているのかなというふうに認識をしております。この補助金自体が住民の自発的な活動への補助、自走してもらうためのものであるということから恒久的な補助制度としていくことは考えておりません。以上でございます。

議長（大沢まり子さん）

企画課長 山田敏寛さん。

企画課長（山田敏寛さん）

それでは、2つ目ですけれども、いわゆる太陽光発電等の補助金でございますが、PRについては「ほっとみたけ」、ホームページ等で十分にPRしていると思います。また、業者もこれを使うときには各市町で補助金があるのか等を問い合わせるのが常でありまして、業者も数々の申請をしておりますので決して使い勝手が悪いとは思っておりません。ですので、PRや使い勝手の要因で少なかったということは考えておらず、たまたま令和6年度設置数が少なかったことで、結果的に申請が少なかったと考えているところでございます。

議長（大沢まり子さん）

建設課長 石原昭治さん。

建設課長（石原昭治さん）

それでは、まず27ページ、河川費、排水新設改良の予算の件について御回答いたします。

まず、設計業務に関しましては、2件委託を出しておりまして、前沢川と井尻川の改修の委託業務を出しております。

落札率が低かった理由は協議会でもお話しさせていただきました。この入札ですけれども、条件付きの一般競争入札で行いまして、2件ともですけれども、参加業者が9者ありました。参加業者が多かったことということもありまして競争率が働いたということも推測ができます。

それ以外ですけれども、当初予算の算定におきまして、委託箇所について広めに考えておりまして、予算が多かったということもございます。

設計に関しては、歩掛を基にして積算をしておりますので設計金額が高かったということもございませんが、発注に当たりまして現地調査をしたところ、予算額よりも設計金額が少なかったというところも予算が減額する要因だったというふうに考えております。

次に、排水新設改良工事になります。こちらは井尻川の改修工事でございます。当初はちょうど県道井尻八百津線と井尻川を交差する県道橋よりも西側のところに堰堤がありますけれども、そちらを取り壊して進める予定でしたけれども、現場を調査したところ、既存の生活道路が狭く迂回路がなくなる、そういった状態が想定されましたので、今後迂回路の設置、仮設道路の設置を考えていかなければならなかったということがございまして、令和6年度に関しましては堰堤を壊す予定でしたけれども、堰堤を壊さずにその手前までを施工するというふうになりまして、この点のことから工事費が少なくなったということが減額の要因になります。

続きまして、28ページの耐震補強工事費の減額についての御質問でございます。

こちらに関しては、耐震補強工事費の申請は、令和6年度は1件でございました。近年では、

この耐震工事の補強工事はゼロ件と少ないということがございます。いろいろ調べてみますと、古い住宅に住む方が高齢者世帯が多くて耐震補強工事費が高額なこと、それにかかる費用をかけてまで耐震を行わないとか、それから跡継ぎがないということで住宅の将来が決まらない、それから地震災害の危機感が希薄なことというのが上げられております。

町としましては、耐震対策事業のPRとして町のホームページ、それから広報紙の「ほっとみたけ」、防災無線やFMらら、それから古い住宅にチラシの配布を行ってきました。令和6年度からは古い住宅へのチラシ配布に加えて、居住者の方と直接面会し、お話をさせていただき、耐震対策事業を説明しながらPRを行っております。居住者の方と直接話をする事で、少しでも防災意識を高めながら耐震対策事業の増加につなげたいと考えております。

説明は以上でございます。

議長（大沢まり子さん）

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、最後の29ページの消防施設移転用地調査設計業務委託料についてお答えさせていただきます。

委託料が安くなった理由という点だと思いますが、今回御嵩分署の垂炭の設計のほうですね、理由といたしましては、先ほど建設課長も申した一般競争入札でこちらも行っておりますので、競争性が働いてこういう結果になっております。結果といたしましては、落札率が74.8%となっております。以上でございます。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

29ページの教育費、一番下の部分ですけれども、小学校の学校管理費の部分、これは伏見小学校の大規模改造のことだと思います。協議会でも質問をしたんですけれども、これは地方債を1億2,740万円減額しまして、一般財源に財源を入替えしておられるというようなことで、さらりとここにあるんですけれども、これはたしか令和5年の12月に債務負担行為の設定をされまして、16億円、そのときの財源内訳が国・県の補助金関係で1億8,700万円、それと起債のほうで12億2,100万円、それと一般財源が1億9,200万円ということで、こういった説明があって事業をスタートしたという中で、今回起債が有利でないということで一般財源に替えられたということがあるんですけれども、事業を進めていくに当たって、一般財源は今後増え続け

るということはあるのでしょうか。その辺りの見解をお知らせいただければありがたいと思う
んですけれども。

議長（大沢まり子さん）

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

では、今の山田徹議員の質問にお答えさせていただきます。

起債の協議ですね、県と今回いろいろ協議をさせていただく中で、継ぎ足しの単独部分につ
いては交付税措置の対応がないということが判明してきました。このため地方債を発行するこ
とも可能ではありますが、今回伏見小学校は一般財源で対応するという事としており、財源
の組替え補正を行わせていただくということです。

また、今後一般財源を使うという部分については今後協議が必要になってくると思いますの
で、その点はしっかり協議しながら進めていきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（大沢まり子さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

これは財源の内訳は今分かったんですけれども、今の事業の進捗状況は教育委員会のほうに
なると思いますが、先ほど町長の御挨拶にもあったんですけれども、できればもうちょ
っと詳しく教えていただければありがたいと思います。

議長（大沢まり子さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、山田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

現在、北校舎、南校舎の工事を進めているところでございます。外壁、内壁の今まであった
ものを取り壊して補修工事をやっているようなところです。あと今、屋根の防水工事がほぼ完
了したということで、今後は内装、外装を仕上げていく工事に入っていく予定としております。

1月末現在の状況ではございますが、工事の進捗率は約40%ということで順調に推移してい
るということですので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第11号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第12号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号 令和6年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第13号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第28号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

請願の委員会付託

議長（大沢まり子さん）

日程第7、請願の委員会付託を行います。

本定例会に提出されました請願は、配付しました請願つづりのおりです。

請願第1号 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の存続を求める請願書を議題とします。

議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 日比野浩士さん。

議会事務局長（日比野浩士さん）

それでは、朗読いたします。

名鉄広見線は、現在、地域住民の通勤・通学、高齢者の移動、また町外からの来訪者、観光客など、御嵩町にとって大変重要な交通手段です。この先も外部へ、または外部からの自由な移動手段の選択肢を町として確保しておくことが最も重要です。

しかしながら、広見線は単なる交通手段だけではなく、今まで地域の成長、文化の交流、経済的、社会的効果をもたらした重要な存在です。

存続は、これからもこの先の持続可能なまちづくりには不可欠です。廃線となれば、その後の社会的損失の大きさは計り知れません。

広見線の存続は、これからの御嵩の未来を支える大きな柱の一つです。先人がこの地にもたらしてくれた鉄道に対する愛着心と感謝を持って受け継いだ広見線を存続させ、私たちの現在の豊かな暮らしを守り続けていくことが願いです。町の負担を理解しながら、それよりこれからの町の将来を十分に見据え、広見線存続に対する熱い思いを声に出していただけたことは、町が進むべき方向を決める強力な後押しとなると考えます。住民、行政、関係機関が協力して広見線を存続し、さらに発展を目指していくことを望みます。

本請願が採択され、広見線の存続に向けた前向きな議論が進められることを強く願ひまして、説明とさせていただきます。以上です。

議長（大沢まり子さん）

ただいま議題としております請願第1号につきましては、本日2月26日の議会運営委員会において、総務建設産業常任委員会にその審査を付託することを決定していただきました。

お諮りします。この請願につきましては、総務建設産業常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、総務建設産業常任委員会にその審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（大沢まり子さん）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月5日に開会しますので、よろしく願いいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時16分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男

署 名 議 員 鈴 木 篤 志

